

令和2年度国民健康保険税の制度改正予定について

1 低所得者に係る軽減の拡充

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえた、所要の見直しを行うものです。

所得基準額の改正案は次のとおりです。

① 5割軽減

現行

基準額 33万円 + 28万円 × 被保険者数

↓

改正案

基準額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数

② 2割軽減

現行

基準額 33万円 + 51万円 × 被保険者数

↓

改正案

基準額 33万円 + 52万円 × 被保険者数

軽減拡充対象所得金額

世帯人数	軽減拡充	所得金額 (千円)	参考給与収入額 (千円)
1人	2割→5割	610 ~ 615	1,260 ~ 1,265
	なし→2割	840 ~ 850	1,490 ~ 1,500
2人	2割→5割	890 ~ 900	1,540 ~ 1,550
	なし→2割	1,350 ~ 1,370	2,000 ~ 2,020
3人	2割→5割	1,170 ~ 1,185	1,820 ~ 1,835
	なし→2割	1,860 ~ 1,890	2,510 ~ 2,540
4人	2割→5割	1,450 ~ 1,470	2,100 ~ 2,120
	なし→2割	2,370 ~ 2,410	3,020 ~ 3,060

※世帯人数が1人の場合、令和元年中の所得が610千円超615千円以下であると令和2年度は均等割軽減が2割でなく5割になります

※上記以外の所得金額は、現行と同じ軽減率になります

※世帯主のみに所得があると仮定しています

2 改正した場合の影響

令和元年度実績から5割軽減対象者はおよそ53世帯87人、2割軽減対象者はおよそ54世帯112人増えます。この軽減負担増加額は合計で280万円ほどであり、東京都及び多摩市が保険基盤安定負担金として一般財源から負担します。負担割合は、東京都4分の3、多摩市4分の1です。

3 課税限度額の見直し

課税限度額は、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれることや、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分それぞれの限度額超過世帯割合の状況（超過世帯割合の前年度比較・バランス等）を考慮し、医療分を2万円、介護納付金分を1万円引き上げることとして見直しを行っています。

改正案は次のとおりです。

現行 96万円

（医療分61万円、後期高齢者支援分19万円、介護分16万円）

↓

改正案 99万円

（医療分63万円、後期高齢者支援分19万円、介護分17万円）

課税限度額引き上げ影響所得金額

世帯人数	所得金額（万円）	参考給与収入額（万円）	限度額所得金額（万円）	参考給与収入額（万円）
1人	1,096 ～	1,316 ～	1,133 ～	1,353 ～
2人	1,046 ～	1,266 ～	1,083 ～	1,303 ～
3人	996 ～	1,216 ～	1,032 ～	1,252 ～
4人	945 ～	1,165 ～	982 ～	1,202 ～

※世帯主のみに所得があると仮定しています

※40歳から64歳の人数により所得金額は多少の変動があります

※所得金額は増額になる所得範囲、限度額所得金額は限度額に達する所得範囲です

※所得金額は、令和2年度変更案の保険税率の金額です

4 改正した場合の影響

令和元年度の実績からおよそ279世帯が影響し、保険税算定額は686万円ほど増加します。